

大規模災害時における支援

協力に関する協定書

矢 板 市

社会福祉法人
矢板市社会福祉協議会

矢板市退職者親和会

大規模災害時における支援協力に関する協定書

矢板市（以下「甲」という。）、社会福祉法人矢板市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び矢板市退職者親和会（以下「丙」という。）は、大規模災害時における支援協力について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等により矢板市内に大規模な災害が発生した場合において、甲及び乙が行う災害対策活動に丙が支援協力することにより、矢板市内における災害復旧、復興支援及び被災者支援を行うことを目的とする。

（支援協力の内容）

第2条 丙が行う支援協力は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 救援物資の受入れ及び給付に関すること。
- (2) 罹災証明書等の発行業務に関すること。
- (3) 矢板市災害ボランティアセンターの運営支援に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、甲又は乙から特に要請があった事項

（支援協力の要請）

第3条 甲が、前条に定める支援協力を要請するときは、支援協力要請書（別紙）を丙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により口頭で丙に支援協力を要請することができるものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 支援協力の内容
- (3) 支援協力の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

（連絡体制）

第4条 丙は、甲及び乙からの支援協力の要請を受け入れる体制を整備し、その内容を明らかにして甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める協力により丙に経費が生じたときは、丙の請求により、甲又は乙が負担する。当該経費の算定にあたっては、甲乙丙協議のうえ決定するものとする。

（情報の交換等）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく支援協力が円滑に行われるよう、必要に応じて情報の交換及び訓練を実施するものとする。

（守秘義務）

第7条 丙は、第2条に規定する支援協力を行う場合において知り得た個人情報その他の情報を甲及び乙以外の者に漏らしてはならない。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

(協定有効期間)

第9条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から1年間とする。

2 有効期間が満了する日の1か月前までに甲乙丙いずれからもこの協定を解除又は改訂する意思表示がないときは、有効期間をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

以上、この協定の締結を証するため、本書を3通作成して、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年8月1日

甲 栃木県矢板市本町5番4号
矢板市長

乙 栃木県矢板市扇町二丁目4番19号
社会福祉法人 矢板市社会福祉協議会
会 長

丙 栃木県矢板市片岡2129番地8号
矢板市退職者親和会
会 長